

# 1号特定技能外国人の出国と国交省への手続について(再雇用申請)

## 1号特定技能外国人が退職し、再度退職前と同じ会社で就労する為に必要な手続

1号特定技能外国人が、一旦退職・出国し、再入国後に退職前と同じ会社に再雇用され、**雇用条件に変更がなく就労する場合**、国交省外国人就労管理システムで「再雇用申請」を行い、「退職日」「再雇用予定日」を入力し認定を受けて下さい。

## 国交省外国人就労管理システムに申請を行わないと受入計画認定の取消し対象となる可能性があります

○報告義務の不履行にあたり、告示第8条第1号に基づき、受入計画認定の取消し等の対象となる場合があります。

### 具体例

### 出国時の外国人の状況

- ①雇用契約：継続中（退職していない）
- ②社会保険：加入中（脱退していない）
- ③1号特定技能の在留資格を保持（単純出国していない）

①～③**全てに該当**している



国交省への手続は**不要**



再入国後、就労再開

①～③に**1つでも該当しない項目**があり  
かつ、雇用契約の内容に変更が**ない**



国交省の外国人就労管理システムで「**再雇用申請**」を行う



再入国し、就労再開後一ヶ月以内に**受入報告**を行う

①～③に**1つでも該当しない項目**があり  
かつ、雇用契約の内容に変更が**ある**



国交省の外国人就労管理システムに「**退職報告**」を行う



再入国し、就労を開始するためには**新たな認定計画**が必要

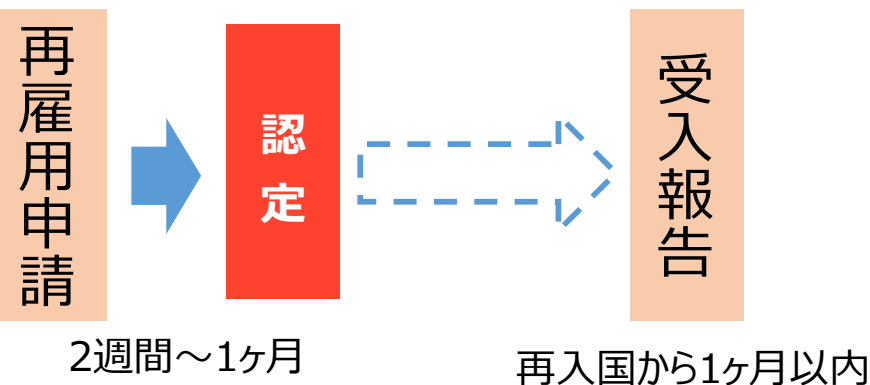
注：対象の外国人を受入れてから1年以上経過し、定期昇給によって基本賃金が上昇している場合は、元の契約通りに昇給した結果ですので、契約の変更にはあたりません。「雇用契約の内容に変更がない」として再雇用申請の利用が可能です。

## 1号特定技能外国人の退職→再雇用の際の手続



### 再雇用申請 NEW

再入国後は従前の雇用契約と同様の条件で再雇用される場合に手続の簡素化を図るもの



※認定まで時間を要することがあるため、出国前の事前申請も可

### 変更申請

再入国後の雇用契約に変更点がある  
→退職報告の後  
新たな外国人として変更申請

